令和６年度 第２回 二宮町子ども・子育て会議　次第

日時　：　令和６年 10 月３日（木）
午後２時 30 分より
場所　：　二宮町町民センター３Ｂクラブ室

１　開　会

２　委嘱状交付

３　あいさつ

４　自己紹介

５　議　題

（１）第１回会議の報告について　資料１

（２）二宮町こども計画素案について　資料２

（３）その他　資料３

６　閉　会

【配布資料等】

資料１　第１回子ども・子育て会議の議題に対する委員意見等

資料２　二宮町こども計画素案

資料３　特定教育・保育施設の利用定員の設定について

資料1

第１回子ども・子育て会議の議題に対する委員意見

議題２ 子ども・子育て支援及び若者ニーズに関する実態調査速報について	議題3 二宮町こども計画骨子（案）について	議題4 第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画進捗状況について
○家や学校以外の居場所に関して、屋根のある場所を用意して欲しいとずっと感じている。今年の夏はとても暑く、子どもたちも８月の外遊びができない状況で、毎日「今日は誰の家で遊ぶか？」で彷徨い、定員オーバーだからうちには入れないから遊べない等色々あった。家庭での受け入れにも限度があり、偏りも出てくる。各地区にある児童館等の稼働等を強く希望する。 ○子どもの権利の周知や理解を深めることに関して、9/1 にこどもの権利フォーラムがあった。「こどもの権利」だが、子どもはもちろん、子どもの有無や老若男女関係なく町民広くに理解をしてもらい、一緒に各々の考えを語り合ったり、意見し合う場や機会が必要ではないかと思う。 ○進路に関して、中学生が高校に進学するのは 100％に近いのかと思っていたので、6 割であることに驚いた。学力は大切だが、その問題だけで高校進学に対しての意識が薄れるのは問題ではないか。神奈川県の高校入試が学力ありきだからなのか？ ○若者が経済的な不安で将来に霧がかかるのは寂しい。それを上回るパワーを持てる仕組みが欲しい。 ○二宮町に住み続けたいかどうかは、妥当な数字ではないか。高い数字よりも安心した。若いうちは外に出て、大きな世界を見てくることはとても大切。でも、子育てを考えるようになったら二宮町を思い出してくれるように、子どもたちが安心感ある乳児期～青年期を過ごせるようにしていきたい。 ○（6）の質問で見えるように「そうおもわない」と答える 1,2～1,6 パーセントの子どもたちにどんな支援ができるのか、今困っている、苦しんでいる子どもたちに手を差し伸べられる社会に向けて何ができるのか、すべきなのか、をみんなで考えていきたいと思った。 ○子どもの権利について「わからない」と答えた割合が高めなのが印象的。権利を知ることで安心、安全を手に入れることができたり、自分を大切にできるようになる、と先日の子ども権利フォーラムで講師の先生がおっしゃっていたので、子ども権利とは？を知る機会を学校内外でもつくっていきたいと思いました。子どもだけでなく、大人が知ることも本当に大事と思いました。 ○この夏も異常な高温を体感しましたが、これから先、町の中に居場所として使える公共の空間づくりのデザイン性が求められると思います。かなり前から室内で身体を動かして遊べる場所のニーズはあったと思いますが、ますます高まっていると感じますし、ラディアンのフリースペースのように気軽に集える場所も必要です。個人個人で家に籠って過ごすのではなく、開放的な公共空間があること	○ライフステージが、妊娠期から始まるのはとても良いと思う。生まれてからの不安を与える必要はないが、何か悩んだときにふと思いだしたり、「あそこに行ったらあの人に会える」を知っておくと困ったときの安心感となる。同じ年齢の子の親となる人との繋がりだけでなく、行政・保育園等だけでなく、地域の存在も知っておいて欲しい。 ○こども・若者の居場所作りに関して、地域の力を取り入れてくれていると感じ、嬉しかった。ひとり親家庭や保護・困窮家庭に関してのフォローなども、詳細を知らせてもらう必要はないが、行政と連携を取りながら、地域でも支えていけるようになりたいと思う。 ○地域の在り方も同時に啓蒙できたらと思う。今、力を貸してくださる年配の方々が口を揃えて「今までの恩返し」と仰っている。子育て世代は有難くお世話になり、そしてそれを忘れないでいたいと思う。地域力は感謝の連鎖なので、自分ができるようになった時に…が続く町であって欲しいと思う。 ○6 割が学力に課題があり、教育の充実を図り、自己実現を目指すとあるが、学力以外の自己実現は考えられないのか？高校受験を控えるので学力が最優先となるのも分かるが、それだけではないこと、自己実現の方法は多方向に様々あることを知って欲しい。学力だけで自分自身の能力を判断させたくない。神奈川県の問題でもある。 ○令和6年度までの事業計画を読ませていただきました。これだけ膨大な計画を立てて5年間で何ができて何ができなかったのでしょうね。そして来年度からの5年間でまた同じように膨大な計画をつくることはマストなんでしょうかね？現実、計画をつくることと実践とどちらに労力をかけているのか。。。。子どもの成長はまったなしですよね、5年で子どもの成長も保護者の感覚もどんどん変化していってしまいますし。町としてここだけは譲れない、という優先順位をつけて重点的にすすめることも大切だと思うのです。「こどもまんなか」とか、「子どもの最善の利益」を考えるなら、最優先は0，1，2歳の子どもたちが幸せに子ども時代を過ごせるように、妊婦から子育てスタートの親を支えることかな、と感じます。次は学校、かなぁ。。 このふたつを本気で5年間取り組んだら、5年後の風景はだいぶ優しい社会になっているような気がします。 ○ちなみに、了承しないに丸をしたのは、正直、計画づくりに意味を感じないと思ったからです。が、行政としてこういったものを作成しないと予算がおりないとか、のっぴきならない事情があるのでしたら、了承する、に丸でいいです。不登校の子の居場所をつくりたい、と「はらっぱベース」を始めて12月で丸3年になります。一つの課題に	○コロナ後の事業として、充実していることが良く分かった。これだけの準備がありながら、でんでんむしや産後ケアの利用が少ないのに驚いた。なぜこの件数なのか、必要としている人がいない／存在を知らない／行きたいが行きにくい…など、内容の検討をして欲しい。また、これらの事業の一部でも地域と連携をしてもらえるとその後の地域との繋がりもできるので、様々な方向で検討して欲しい。 ○届けてもらったアンケートの結果を見ると、事業を充実させているのに対して、その必要性が感じにくい結果だったように思う。アンケートの回答率が約半数だったので必要とする方々の意見が反映されていないのか、そのあたりが読み取れなかった。アンケートの実施に関して、もう少し対象者に重要性を伝え、理解をしてもらったうえで行う方が良いのではないかと思う。 ○妊婦さんのケア、赤ちゃん検診などを行っている保健センター？の方々のリアルな声を聞いてみたいと思いました。手応えとか課題とか今後のビジョンとか。 ○配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援のところにおいて、当該家庭の余裕がないために子どもの体験や遊びの多様性が格差として起きているのではないかと感じました。そこを支える仕組みが強化されるとよいのではないかなと感じました。 ○二宮町の英語教育が年々充実してきていることは大変良いことであると感じています。その中で、ALT の方を活用するのみならず二宮町に在住している外国人の方々や小中学校に通っている外国籍の子ども達との交流や英語のみならず二宮町に在住している外国籍の方との異文化交流、将来的には二宮町で多言語教育の機会の創出ができるとより深い異文化交流が可能になると感じます。 ○基本目標4【はぐくむ】子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備3地域とともにある教育環境づくり④子ども会活動への支援について、子ども会育成会連絡協議会が無くなるようなことを聞いています。時代の趨勢とはいえ残念なことです。単位子ども会の存続のため、更に支援補助が必要と思います。 ○基本目標5【あんしん】子育てに配慮した生活環境の整備2子ども等の安全の確保④「こども SOS のいえ」の充実と周知について、プレートが掲示されている協力者のお宅では、704 箇所すべて現在も緊急避難場所としての機能があるのでしょうか？実態を把握して見直し・更新の必要はないのでしょうか？

で、集える場づくり大事と思います。新庁舎やラディアン改修も同時進行で計画づくりが始まっているようですが、この課の視点からの提案も必要と思います。町民にとっては具体的に体現される部分から町の姿勢を感じ取りますので。 〇今まで体感的に感じていた小学生に比して中学生の方が成長に伴い悩みが増えるというところを改めてデータを通してみました。 〇小学校、中学校の段階で努力すれば好きな仕事に就けると思うか？などの質問に否定的な意見が特に中学生で比較的多かったのは問題であるように思います。十代前半でありながら世の中の現実を早々に判断してしまっているように感じます。小中学校の時は周りの影響を強く受けますから、周囲に何かをあきらめるような雰囲気があるのではないかと感じました。または、彼ら自身が迷っていてまだ答えが出ていないこともそのように答える理由の一つかなとも感じました。 〇小中学生に、より前向きな考えになってもらうために重要なことは多様な経験にあると考えます。人が物事を判断するときはその人の中にある物でしか判断できません。そうなると小中学生は経験もまだ少ないですから少ない経験で判断してしまい勝ちであり、また、人生を判断するには早すぎる歳でもあります。しかしながら多様な経験をし世界の広さを体感的に知っていれば早すぎる判断をしませんから、このような早すぎる諦め感をある程度なくせるのではないかと感じました。町民と町が一緒になり、多様な経験を二宮町でできるようにしていくのが良いと感じます。現在、二宮町では有志の皆様が多様な活動を展開されていますから、良い方向に来ていると感じています。 〇P5(5)いじめの有無について、小中学生ともに、いじめられたことがある。また、いじめたことがあるの回答が一定数ありますが、掘り下げた様態調査をされたことはありますか？ 〇P5(6)自分が守られ、安心して生活できていると思うか。P6(7)子どもの権利が十分に守られていると思うか。について、思わないの回答に対して、生徒・児童がイメージする具体的なものは何が考えられますか？ 〇P7(9)進路について実現することが難しいと思うこと／その理由について、小学生では勉強が難しい、中学生では学力に課題があるの回答がそれぞれ1位となっています。家庭、教育委員会や学校では学力向上の課題や対応策をどのように捉えていますか？ 〇思いのほか、若者世代の孤独感？孤立を感じたと共に、回答を真面目に返してくれたことの意味も、受け止められると良いと思いました。	特化して本気で取り組んで、そのうえで3年目になってようやく手応えとか、他機関との連携が見えてくるとか、次の方向性が見えてくる、とかそんなものです。限られた職員でこの膨大な計画、どこをどこまで進められるのか、すごく疑問に感じちゃったので。。。 〇こども計画骨子(案)について、事務局として教育委員会とどのように内容の共有や連携をしているのかが気になりました。(否定的な意味ではなく、上手に連携をとれるとよいと思いました。) 〇小中学生の主体性を尊重するということが書いてあります。これは大変重要なことであると感じます。非常に重要なことでありますが、同時に難しいことでもあると感じます。子どもの主体性を尊重し、育むということは子どもの考えや行動にこたえる力が先生をはじめとした周りの大人に求められるということであります。ゲームやサブカルチャーのコンテンツにおいて主体的に行動する重要性は良く学べるのですが、それを現実世界で実行するのがむずかしいところがあるのではないかなと感じます。より主体的に行動できるようになるには、主体的に行動するには成功体験を積み重ねていくことが重要であり、そのフィールドは計画にもあるように学校だけに限られてはならず、二宮町全域をそのフィールドにできるととても良いと感じています。 〇P11基本目標3「安心してこどもを生み育てることができる環境づくり」について、国の方針及び社会動向のなかで、〇地域子育て支援、家庭教育支援の文中の『・・虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。』とありますが、「地域のニーズに応じた」とは、どのように解釈したらよいかご教示ください。 〇それぞれの世代毎のニーズが浮き彫りとなり、二宮町の将来像をイメージしながら、どの世代のどうしたニーズに応えていくかを具体的に盛り込めると良いと感じました。	

資料2

R6.10.3 時点

二宮町こども計画
（素案）

第1章　計画策定にあたって

1　計画策定の趣旨

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和５年４月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和５年４月に、「こども家庭庁」が発足し、令和５年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

本町では、平成22年３月に「二宮町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「楽しい子育て　子どもの輝くまち」を基本理念に、子育ての支援、親育ちの支援、仕事と子育ての両立をテーマとし、支援事業の推進に取り組んできました。平成27年３月には、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため「二宮町次世代育成支援行動計画」によるこれまでの取組の成果を踏まえて、「二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、令和２年３月には、妊娠から出産・子育て・子どもの成長を通じての切れ目のない支援、子どもと子育て家庭に対する支援の推進、生まれ育った環境に左右されないような子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援など、子どもの成長段階に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、「第２期二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、二宮町のすべての子どもたちとすべての子育て家庭の幸せを願い、環境づくり、支援体制の充実・強化に取り組んできました。

この「第２期二宮町子ども・子育て支援事業計画」が、令和６年度で終了することに伴い、町が実施すべき子どもや子育て世帯への効果的な施策を展開していくため、子ども・子育てを取り巻く社会情勢や国の動向を踏まえ、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等に基づいた、子ども施策に係る計画を一体的にした計画として、「二宮町こども計画」を策定します。

２　計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法、児童福祉法、子ども・若者育成支援推進法等を踏まえ、対象を０歳から40歳未満の子ども・若者とし、包括的な支援に努めます。

３　計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。

また、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現や、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。その他、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけられるなど、本町の子ども・子育て支援についての総合的な計画とするものです。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である「二宮町総合計画」、「二宮町地域福祉計画」をはじめ、その他の関連計画等との整合性を持つものとして定めています。

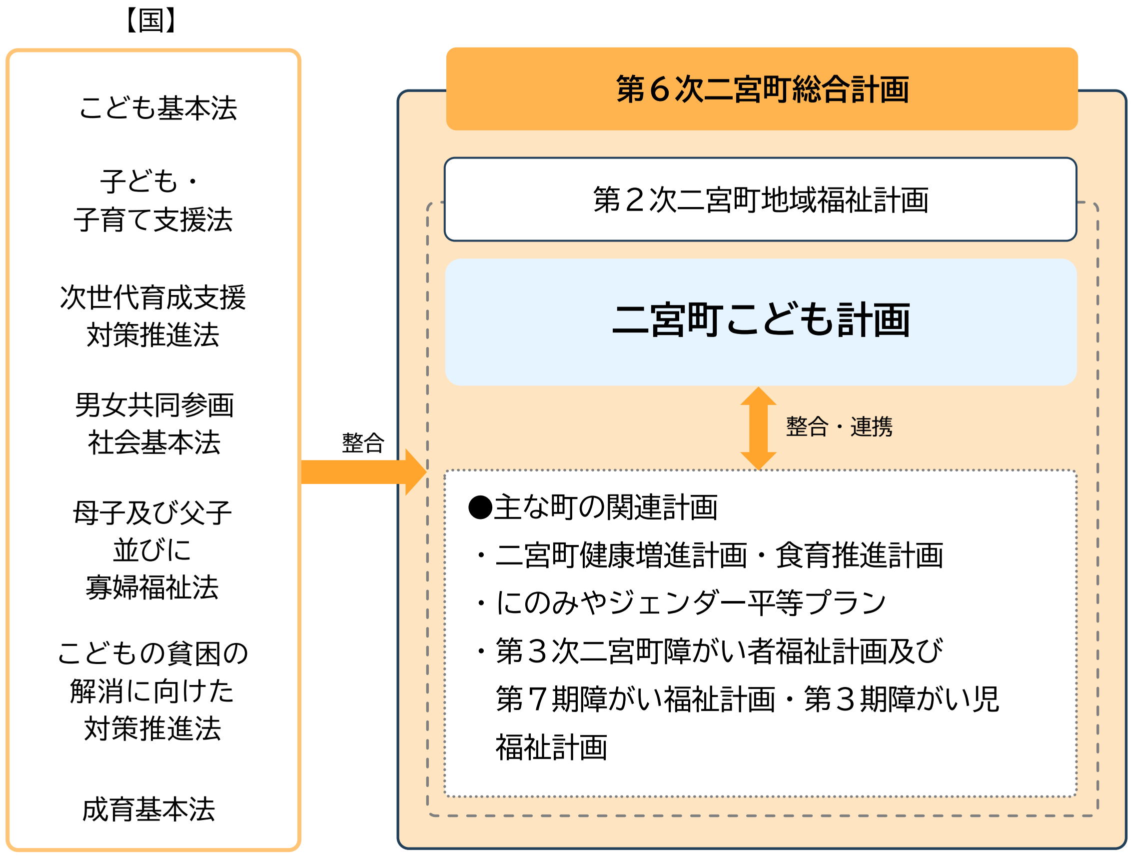

4　計画の期間

　計画の期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画期間

5　計画の策定体制

（１）子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

　新たな「二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子ども・子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握するための基礎資料を得るための調査を、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者を対象に実施しました。

①　調査対象

　未就学：町内の未就学のお子さんがいる700世帯

　小学生：町内の小学生がいる300世帯

②　調査期間

　令和５年12月12日から令和５年12月28日

③　回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学	700 通	383 通	54.7%
小学生	300 通	156 通	52.0%

（２）子ども・子育て支援 及び若者ニーズに関する実態調査の実施

新たな「二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子計画の対象となる子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえるため、子どもや若者本人の意識や現状を把握するために実施しました。

① 調査対象

町内在住の小学校５年生202名

町内在住の中学校２年生219名

町内在住の16歳～29歳の住民1,000名

② 調査期間

令和６年６月７日から令和６年６月24日

③ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小学生本人	202 通	99 通	49.0%
中学生本人	219 通	83 通	37.9%
若者	1,000 通	233 通	23.3%

（３）子ども・子育て会議による審議

アンケート調査を実施するにあたり、「二宮町子ども・子育て会議」において審議を行いました。

第２章　二宮町の現状

1　人口および世帯数

（１）総人口と年齢３区分別人口の推移

総人口は、令和２年以降、年々減少しています。年少人口および生産年齢人口も同様に減少が続き、令和２年以降の生産年齢人口は60%を下回っており、令和６年には53.7%となっています。

一方、老年人口は増加しており、令和６年には36.0%となっています。

総人口と年齢３区分別人口の推移

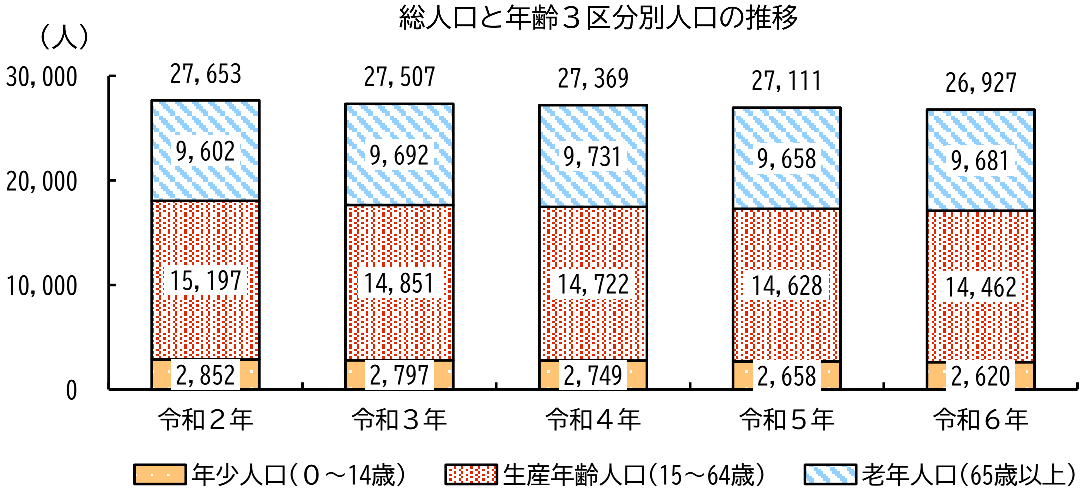

※　総人口には年齢不詳が含まれているため年齢３区分別人口の計とは一致しません。
資料：神奈川県人口統計調査（各年１月１日現在）

総人口と年齢３区分別人口の推移

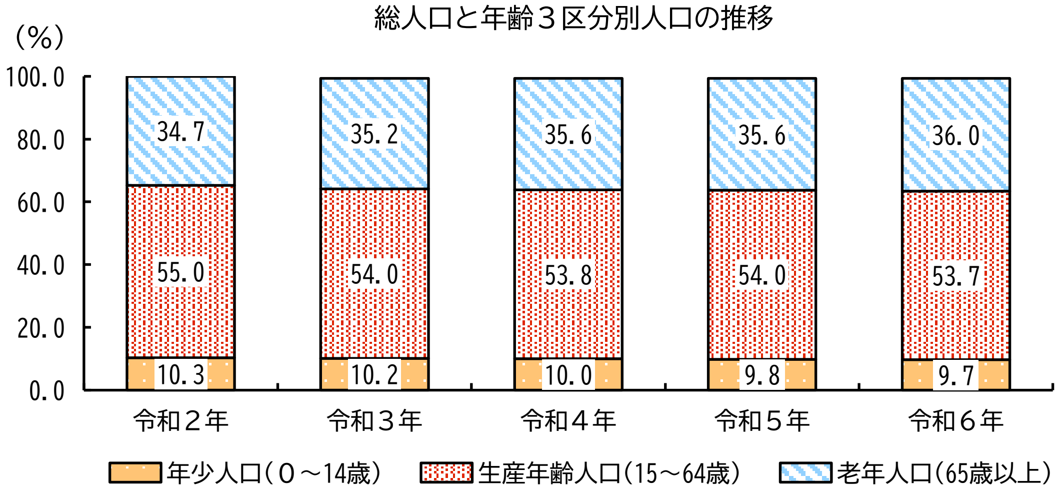

資料：神奈川県人口統計調査（各年１月１日現在）

（２）世帯数および１世帯あたり人員の推移

世帯数は令和２年以降増加しており、令和６年には11,773世帯となっています。一方、１世帯あたり人員は令和２年以降減少が続いており、令和６年には2.29人となっています。

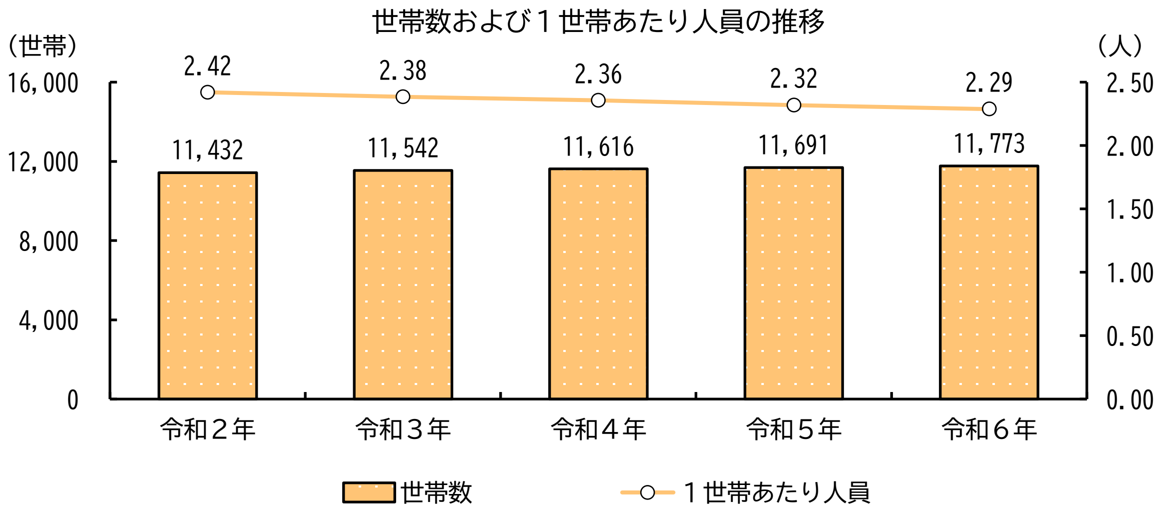

資料：神奈川県人口統計調査（各年１月１日現在）

（３）子どものいる世帯の推移

６歳未満の親族がいる世帯・18歳未満の親族がいる世帯ともに、平成22年以降減少しています。

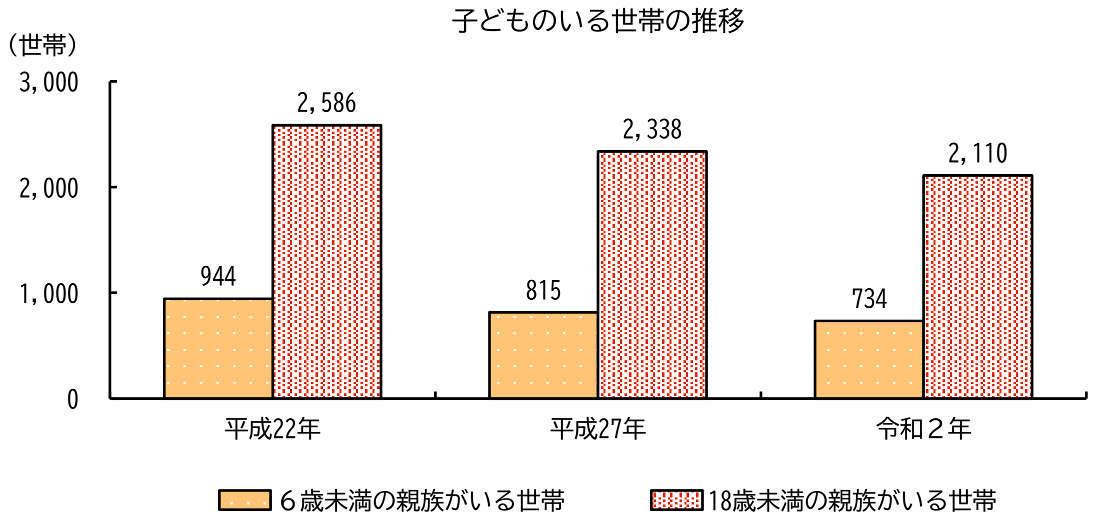

資料：国勢調査

（４）ひとり親世帯の推移

母子世帯は平成22年以降減少し、令和２年に112世帯となっています。父子世帯は平成22年以降増加しており、令和２年に22世帯となっています。

ひとり親世帯の推移

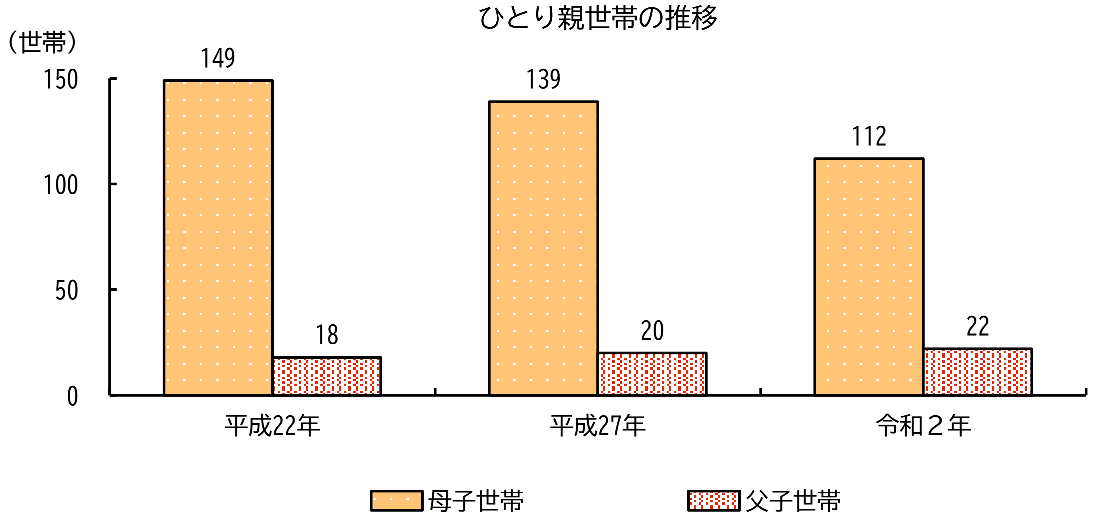

資料：国勢調査

２　出産・婚姻

（１）出生数、出生率の推移

出生数は、令和２年は前年から124人へ増加しましたが、令和３年には111人と減少しています。同様に出生率も減少傾向にあり、令和３年には4.1‰（パーミル：人口千人あたりの出生率）となっています。

また、二宮町の出生率は、国や県の出生率を下回っています。

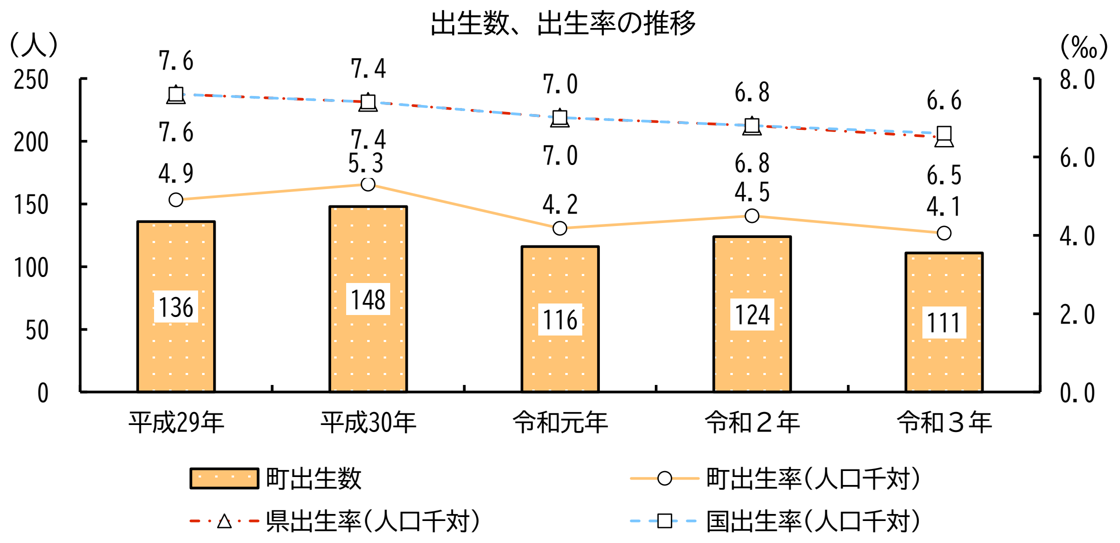

資料：神奈川県衛生統計年報

（２）母親の平均出産年齢の推移

出生数が最も多い年齢は30～34歳となっています。

母親の平均出産年齢の推移

単位：人

区分	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
総数	148	116	124	111	103
15 歳未満	−	−	−	−	−
15～19 歳	1	3	1	1	−
20～24 歳	4	6	12	8	4
25～29 歳	29	25	21	16	23
30～34 歳	56	41	51	45	34
35～39 歳	39	35	31	33	34
40～44 歳	19	6	8	8	8
45～49 歳	−	−	−	−	−

資料：厚生労働省「人口動態調査」

（3）未婚率の推移

未婚率は、経年比較をすると男性の15歳～19歳、30～34歳、35～39歳、女性の15歳～19歳、35～39歳を除くすべての年代で増加傾向にあります。

また、平成27年から令和２年にかけて、男性の25～29歳、女性の50～54歳の増加率が高く、男性では6.8ポイント、女性では5.9ポイント増加しています。

さらに、国や県と比較すると、男女ともに25～29歳の未婚率が特に高くなっています。

男性の未婚率の推移

単位：％

区分	町			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和２年	令和２年	令和２年
15～19 歳	100.0	99.7	99.8	99.2	99.1
20～24 歳	96.3	97.5	97.4	89.1	88.5
25～29 歳	74.4	75.4	82.2	66.3	65.4
30～34 歳	56.4	50.4	54.2	43.9	43.7
35～39 歳	39.0	43.5	35.5	32.1	32.4
40～44 歳	32.6	34.6	34.0	27.2	27.6
45～49 歳	21.9	30.4	30.2	26.3	25.8
50～54 歳	15.6	20.8	27.1	23.2	23.0
55～59 歳	13.8	15.1	20.6	19.3	18.8
60～64 歳	8.8	13.1	14.1	15.4	14.9
65 歳以上	2.3	4.4	5.3	7.2	6.6

資料：国勢調査

男性の未婚率の推移（町）

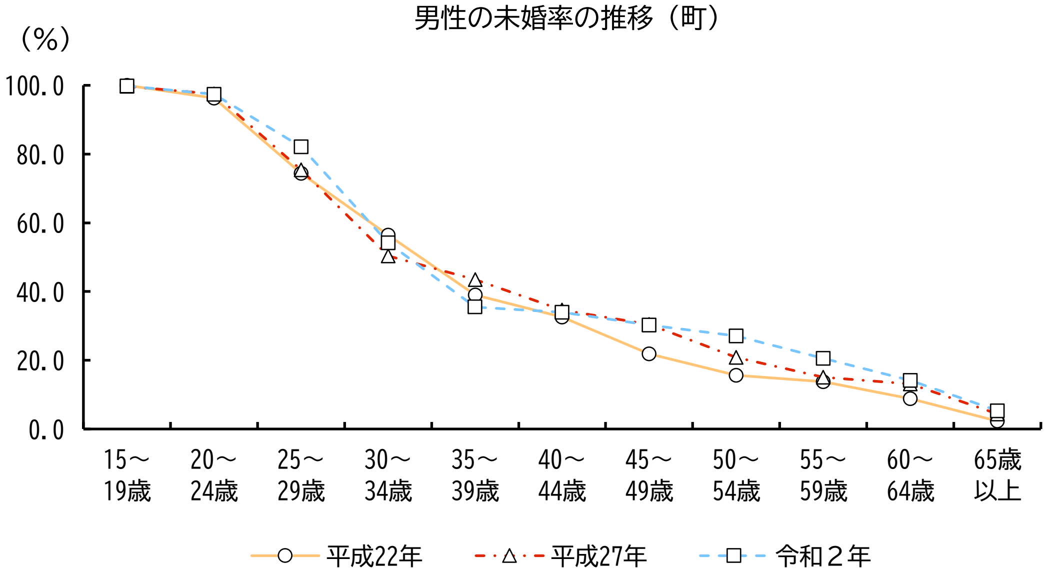

資料：国勢調査

女性の未婚率の推移

単位：％

区分	町			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和２年	令和２年	令和２年
15～19 歳	99.7	99.5	99.7	99.2	99.1
20～24 歳	93.5	95.7	93.6	88.5	87.1
25～29 歳	64.9	67.3	72.7	60.6	58.2
30～34 歳	39.6	37.9	39.9	33.9	33.6
35～39 歳	24.5	27.3	24.3	22.3	22.8
40～44 歳	16.6	21.0	22.7	18.0	18.8
45～49 歳	8.5	15.7	18.0	16.4	17.0
50～54 歳	7.3	8.7	14.6	13.8	14.7
55～59 歳	4.8	7.5	8.9	10.7	11.0
60～64 歳	3.1	5.3	7.1	7.9	7.7
65 歳以上	2.9	2.9	3.2	4.4	4.3

資料：国勢調査

女性の未婚率の推移（町）

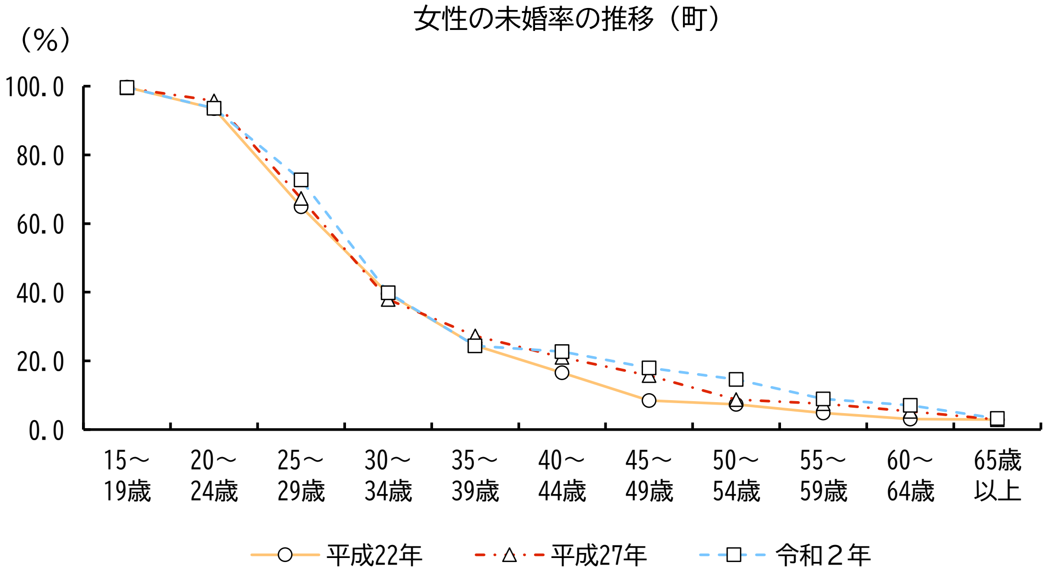

資料：国勢調査

（４）婚姻数、離婚数の推移

婚姻数、離婚数ともに、増減を繰り返しながら推移しています。

令和３年には婚姻数79件、婚姻率2.9‰（パーミル：人口千人あたりの率）、離婚数37件、離婚率1.4‰となっています。

婚姻数、離婚数の推移

単位：件・‰

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年
婚姻数	87	79	80	53	79
婚姻率(人口千対)	3.1	2.8	2.9	1.9	2.9
離婚数	33	34	38	31	37
離婚率(人口千対)	1.2	1.2	1.4	1.1	1.4

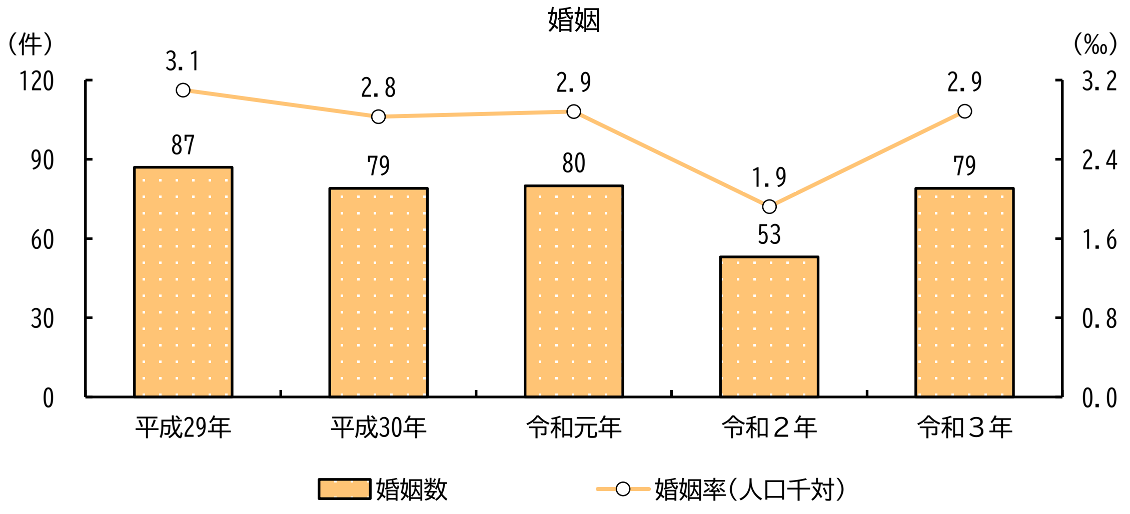

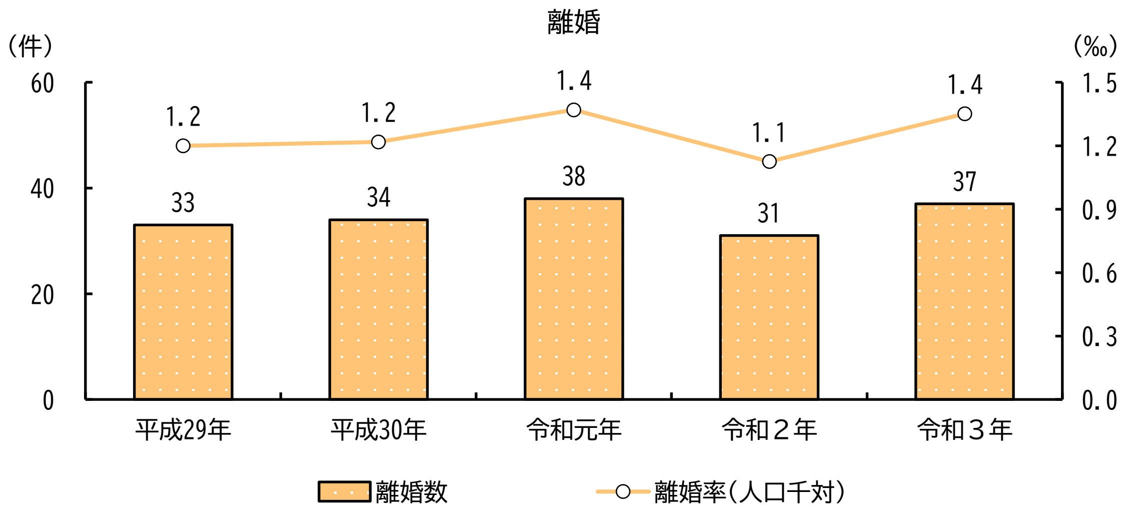

資料：神奈川県衛生統計年報

３　就労の状況

（１）15歳以上居住者の従業・就業状況

二宮町内に在住している町民の就業・通学地をみると、就業者は12,349人となっています。そのうち、町内で就業している人は3,426人、町外で就業している人は8,643人となっており、県内での就業先は平塚市、小田原市、横浜市、川崎市でそれぞれ1,000人を超えています。また、県外で最も多いのが東京都の1,216人となっています。

15 歳以上居住者の従業・就業状況

単位：人

区分			計	就労者	通学者
全体			13,518	12,349	1,169
町内で従業・通学			3,633	3,426	207
	自宅		1,061	1,061	－
	自宅外		2,572	2,365	207
町外で従業・通学			9,560	8,643	917
	県内		7,946	7,259	687
		平塚市	1,522	1,414	108
		小田原市	1,517	1,395	122
		横浜市	1,158	1,024	134
		秦野市	553	535	18
		藤沢市	574	484	90
		大磯町	468	440	28
		中井町	432	432	－
		茅ヶ崎市	309	261	48
		川崎市	1,158	1,024	17
		厚木市	214	197	12
		その他	41	53	110
	県外		1,614	1,384	230
		東京都	1,403	1,216	187
		静岡県	103	78	25
		その他	108	90	18

資料：令和２年国勢調査

（２）女性の労働力率の推移

令和２年の女性の労働力率は、40～44歳、85歳以上を除くすべての年代で平成27年と比べて増加しています。しかし、出産時に仕事を辞めて子育てに専念するため一時的に労働力率が下がる、いわゆる「M字カーブ」がまだみられます。

女性の労働力率の推移

単位：％

区分	町			県	国
	平成 22 年	平成 27 年	令和２年	令和２年	令和２年
15～19 歳	13.4	17.8	22.3	20.7	16.8
20～24 歳	68.1	65.9	71.9	73.7	74.2
25～29 歳	78.8	80.1	87.1	87.2	86.6
30～34 歳	69.3	72.8	75.9	77.2	79.1
35～39 歳	65.1	68.3	72.7	73.5	78.1
40～44 歳	66.8	76.3	75.8	76.0	80.8
45～49 歳	72.4	75.4	79.2	78.2	82.0
50～54 歳	64.5	72.5	79.7	76.9	80.2
55～59 歳	56.0	60.6	70.1	71.9	75.3
60～64 歳	38.5	43.6	56.3	59.1	62.2
65～69 歳	22.5	26.4	36.4	38.3	41.3
70～74 歳	13.9	13.3	20.4	24.3	26.9
75～79 歳	8.2	8.7	10.4	13.4	14.9
80～84 歳	4.7	4.3	5.8	6.9	7.8
85 歳以上	2.0	3.0	1.8	2.8	2.9

女性の労働力率の推移（町　令和２年）

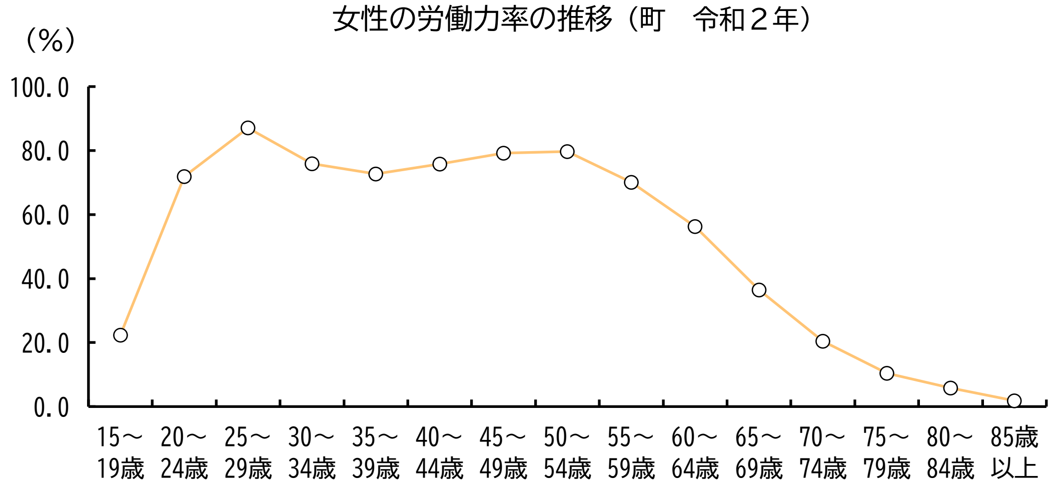

資料：国勢調査

4　教育・保育施設等の状況

（１）保育所入所・幼稚園入園児数の推移

本町では、保育所５か所（私立４か所・町立１か所）、幼稚園５か所（すべて私立）で、受け入れを行っています。

令和２年以降、保育所の入所児数は減少し令和６年に377人となっています。幼稚園の入園児数も減少しており、令和６年には471人となっています。

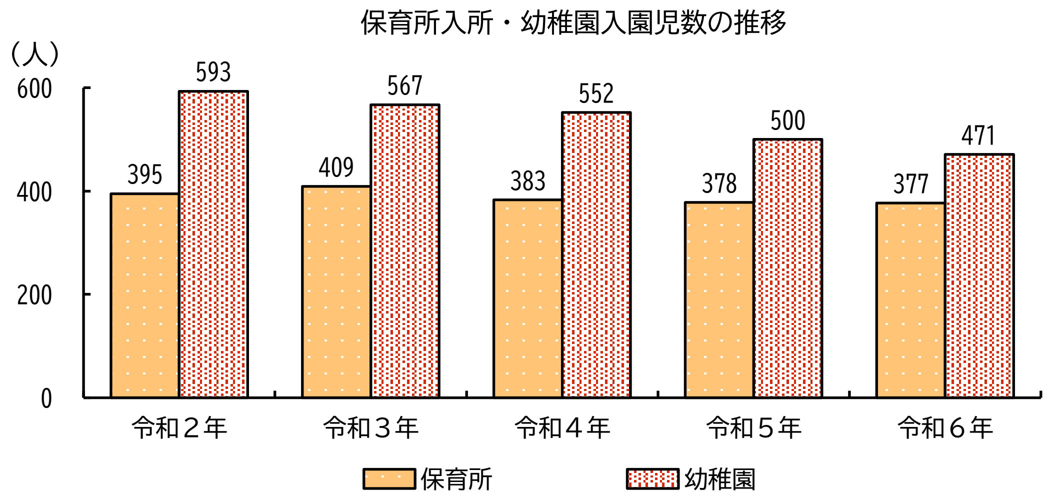

資料：子育て・健康課（保育所各年４月１日、幼稚園各年５月１日）

（２）小学校・中学校の児童・生徒数の推移

小学校・中学校の児童・生徒数は減少が続いています。令和６年には、小学校児童数が1,135人、中学校生徒数が580人となっています。

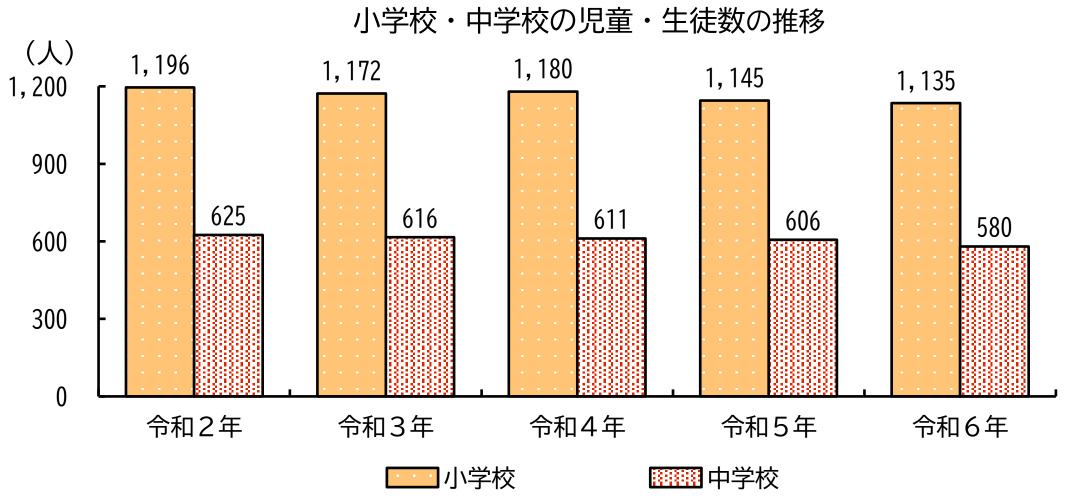

資料：学校基本調査（各年５月１日）

（３）学童保育在籍児童数の推移

本町では、学童保育を４か所（公設３か所・民設１か所）開設しており、在籍児童数は各学年、年度によって増減していますが、合計人数は増加しています。

令和６年５月１日現在の学童保育における低学年児童数の割合は、74.7%となっています。小学校区別でみると、３区において４割前後となっています。

学童保育在籍児童数の推移

単位：人

区分	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
１年生	72	66	93	72	76
２年生	62	68	67	84	69
３年生	52	55	58	60	73
４年生	37	29	38	38	42
５年生	21	21	17	20	23
６年生	9	6	12	4	9
合計	253	245	285	278	292

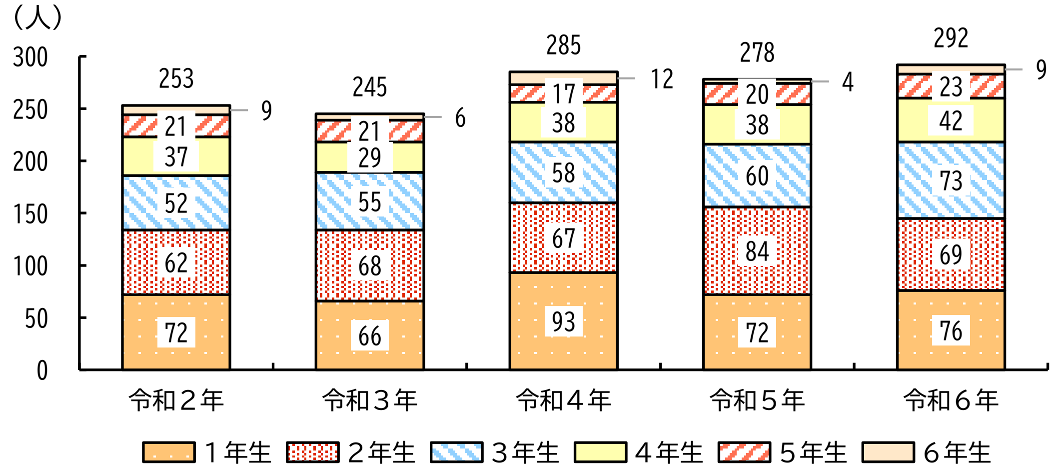

資料：子育て・健康課（各年５月１日正会員のみ）

学童保育校区別低学年児童在籍率

単位：人・％

対象小学校区	低学年児童数（１～３年生）	在籍児童数	低学年児童在籍率
二宮小学校	341	127	37.2
一色小学校	81	34	42.0
山西小学校	134	57	42.5
合計	556	218	39.2

資料：子育て・健康課（令和６年５月１日現在正会員のみ）

（４）子育てサロン延べ利用者数の推移

子育てサロンの延べ利用者数は、中里子育てサロンで令和元年度以降減少していましたが、令和５年度に増加し4,535人（回）の利用がありました。栄通り子育てサロンは令和元年度の4,103人（回）から減少・増加を繰り返し、令和５年度は2,964人（回）となっています。

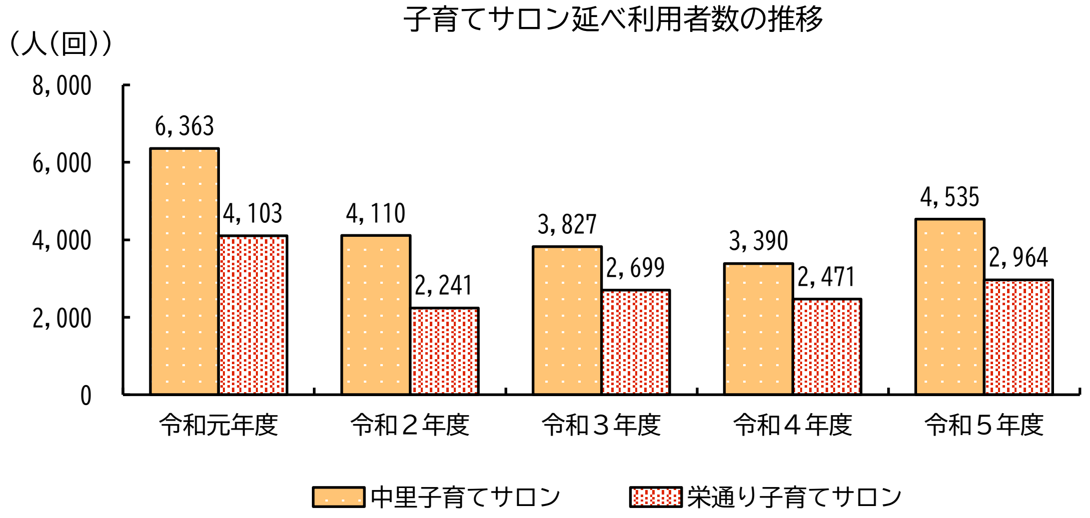

資料：子育て・健康課

（５）一時預かり延べ利用者数の推移

一時預かりの延べ利用者数は、中里子育てサロン、栄通り子育てサロンともに令和元年度より減少傾向にありますが、百合が丘保育園は増加傾向にあります。

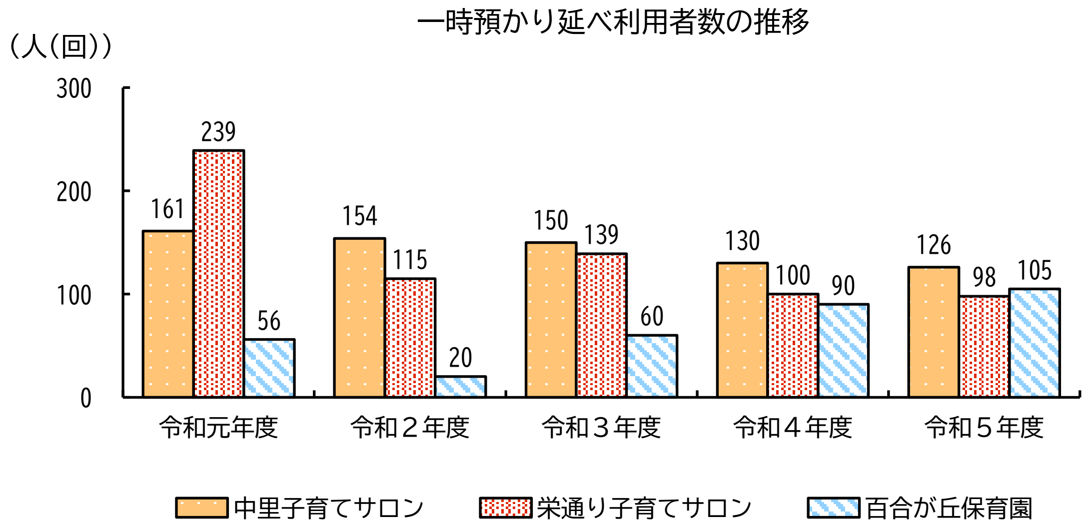

資料：子育て・健康課

5　子どもの状況

（１）不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増加しており、令和５年度で小学生が44人、中学生は60人となっています。

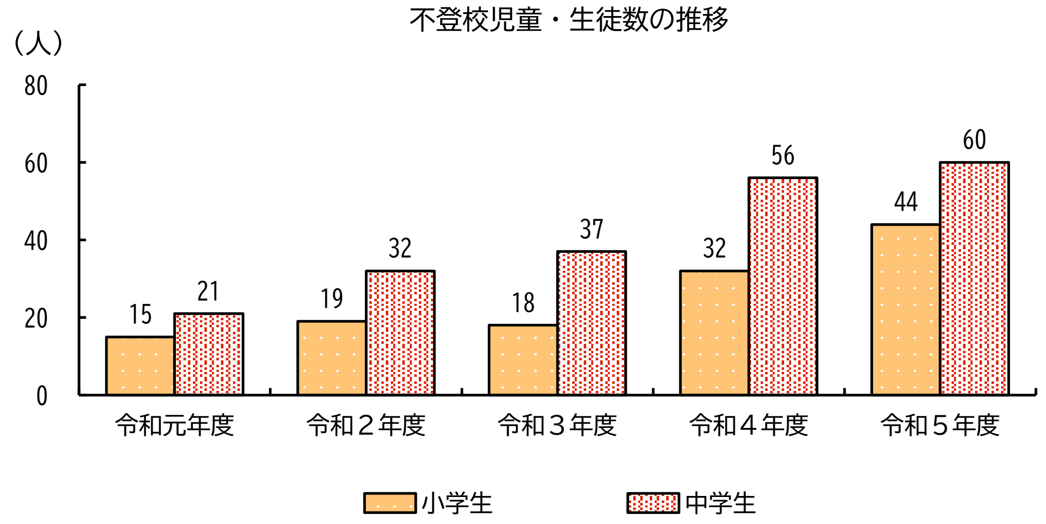

資料：教育指導課

（２）18歳未満がいる生活保護世帯受給率

本市の18歳未満がいる生活保護世帯受給率は令和３年以降増加しており、令和５年で受給率は、3.6%となっています。

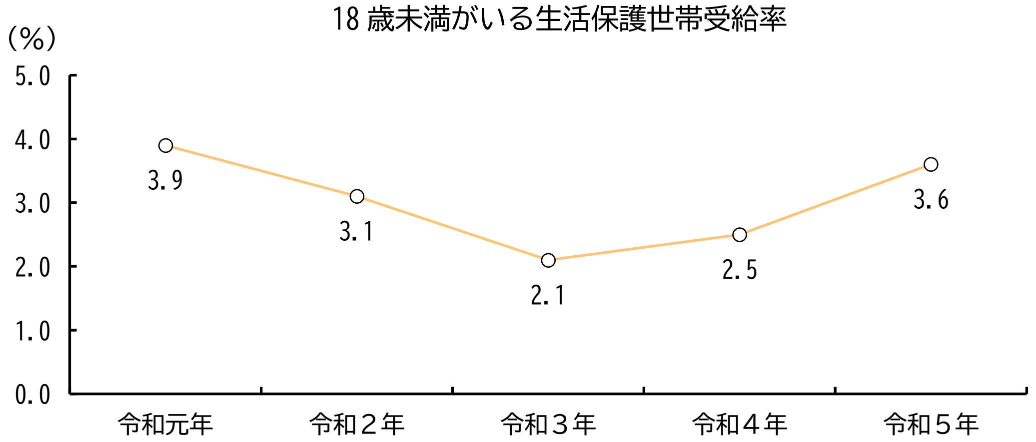

資料：平塚保健福祉事務所（各年４月１日）

（３）就学援助認定率（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定率は減少しており、令和５年度で認定率は6.99%となっています。

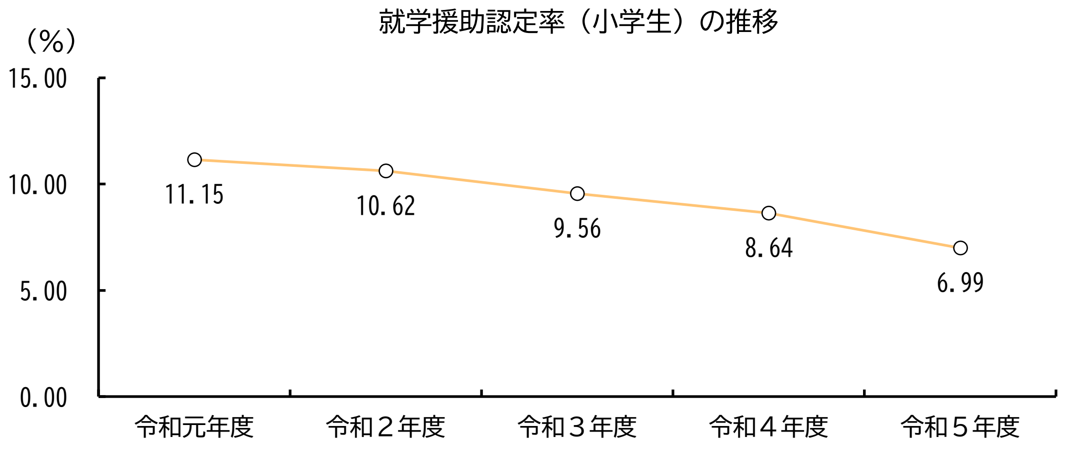

資料：教育総務課

（４）就学援助認定率（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定率は増加傾向で推移しており、令和５年度で認定率は11.22%となっています。

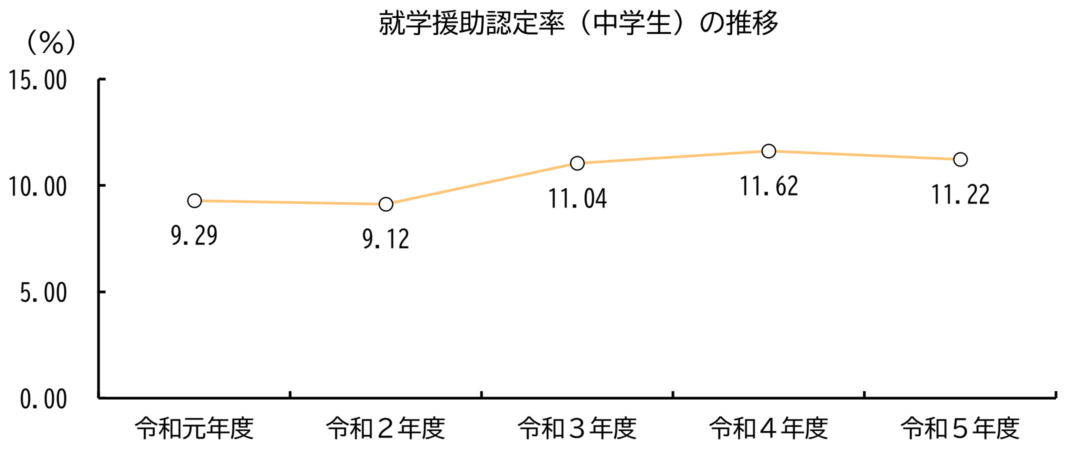

資料：教育総務課

第３章　基本理念等

1　基本理念

本町の将来像は、「豊かな自然と心を育み、人から人へつなぐ笑顔の未来」を掲げ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取り組みを計画的に推進してます。

子育て支援分野では、安心して子どもを産み育てやすい環境が整っているまちづくりを目指しています。

本計画では、「第２期二宮町子ども・子育て支援事業計画」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」と「第６次二宮町総合計画」の目指すまちづくりの実現に向けて、「すべての子どもの育ちを支える　豊かな自然とはぐくみのまち」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

すべての子どもの育ちを支える　豊かな自然とはぐくみのまち
～はぐ（育）ハグ（hug）にのみや～

２　基本目標

基本目標については、次の３つを設定し、課題に応じた施策を総合的に展開します。

（１）ライフステージを通して切れ目なく一人ひとりを大切にする支援

こどもの幸せな将来の実現に向け、ライフステージに応じて、結婚から結婚した後まで、こどもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組みます。

また、こどもの自主性・社会性の育成やこどもの放課後の居場所づくり、若者の自立支援など、こども・若者の健やかな成長と発達を総合的に支援します。

（２）すべてのこどもが幸せを感じるまちづくり

こどもと若者は、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。こどもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

また、こどもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育て・子育ちできるまちづくりに取り組みます。

（３）安心してこどもを生み育てることができる環境づくり

保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を確保します。

３　施策の体系

［ 基本理念 ］	［ 基本目標 ］		［ 施策の展開 ］
すべての子どもの育ちを支える　豊かな自然とはぐくみのまち ～はぐ（育）ハグ（hug）にのみや～	1　ライフステージを通して切れ目なく一人ひとりを大切にする支援	妊娠前から児期まで	（1）母親と子どもの健康保持増進
			（2）教育・保育サービスの量の確保と質の向上
			（3）親子の成長と交流の場の支援
		学童期・思春期	（1）学校教育の充実
			（2）放課後児童対策の充実
			（3）いじめ・不登校への対応
			（4）保健対策の充実
		青年期	（1）次代の親の育成
			（2）若者の自立・就業支援
			（3）出会いや結婚の支援
	2　すべてのこどもが幸せを感じるまちづくり		（1）こども・若者の権利の保障
			（2）こども・若者の居場所づくり
			（3）こどもの貧困への対策
			（4）困難を抱えたこどもや家庭への支援の充実
			（5）こどもを見守り育てる安心・安全なまちづくり
	3　安心してこどもを生み育てることができる環境づくり		（1）経済的負担の軽減
			（2）育児力の向上支援
			（3）地域における子育て支援の充実
			（4）子育てと仕事の両立支援
			（5）ひとり親家庭の自立支援
			（6）子育て情報提供の充実

第4章　施策の展開

基本目標１　ライフステージを通して切れ目なく一人ひとりを大切にする支援

妊娠前から幼児期まで

（１）母親と子どもの健康保持増進

【 現状 】

本町では、妊娠や出産等に関する相談や各種健康診査、育児教室など、さまざまな側面から母子の健康を維持・向上させるための支援を行ってきました。

未就学児の保護者のアンケート調査では、子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることについて、「子どものしつけに関すること」に次いで「病気や発育発達に関すること」が44.6%、「食事や栄養に関すること」が44.3%と高くなっています。

今後も、子どもや母親の健康の確保において、各種健康診査や講座への参加率をより高められるよう周知を行い、健康診査や相談、情報提供や育児支援など、切れ目のない支援をしていくことが必要です。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化とともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、民間団体とも連携しながら、取組を進めることが必要です。

【 施策の方向 】

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、子どもや母親の健康の確保を図ります。

また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
妊婦健康診査･産婦健康診査・歯科健診の充実		
妊婦訪問・赤ちゃん訪問・産後ケア事業		
健康診査の充実		
歯科健康診査の充実		
予防接種の推進	関係各課と調整中	
出産前の支援		
アレルギー相談の実施		
親と子の食育の啓発		
保育所、幼稚園における食育の啓発		
医療費の助成		
かかりつけ医の普及		
救急医療体制の周知と充実		

（２）教育・保育サービスの量の確保と質の向上

【 現状 】

本町では、待機児童が発生しないよう各保育所と連携し受入れ体制の確保を図るとともに、保育に関わるスタッフの質の充実を図り、より良い保育サービスが提供できるよう努めました。

未就学児の保護者のアンケート調査では、平日の教育・保育の事業の利用について、「認可保育所」が55.4%と最も高く、次いで「幼稚園」が42.8%、「幼稚園の預かり保育」が10.4%となっています。また、母親で、半数以上の人が就労しており、パート・アルバイト等で就労している人でも、フルタイムへの転換希望がある人は２割を超えており、保育ニーズの増加が見込まれます。

今後、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。また、土曜日や日曜日・祝日や子どもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めることが必要です。

【 施策の方向 】

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。また、教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
幼稚園情報の提供	関係各課と調整中	
幼児教育無償化への対応		
新制度への対応		
保育所の充実		

事業名	事業内容	所管課
延長保育事業の充実	関係各課と調整中	
病後児保育の実施		
一時預かりサービスの充実		
ファミリー・サポート・センターの充実		
その他の特別保育の検討		
保育所待機児童の解消		
保育士の確保		
保育スタッフ研修の充実		
意見要望処理体制の充実		
自己評価・第三者評価の推進		
地域人材の活用		
集いや催し等における託児の実施		

（３）親子の成長と交流の場の支援

【 現状 】

本町では、子育て支援に関わる機関や団体等のネットワークを強化し、連携を深めていくことで子育て支援の充実を図っています。

未就学の保護者のアンケート調査では、現在、子育てサロンの利用について、「利用している」が22.7%となっているほか、今後、新たに利用を希望したり、日数を増やしたいというニーズもうかがえます。

今後も、親子が成長していく中で、相談や交流の場となる子育て支援事業の充実を図っていくことが重要です。

【 施策の方向 】

子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
子育てサロンの充実	関係各課と調整中	
子育てスペース「でんでんむし」		
保育所園庭開放の促進		

学童期・思春期

（１）学校教育の充実

【 現状 】

本町では、すべての教育活動を通して、児童・生徒が人権尊重の意識を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、安心して楽しく学べる学校づくりを進めました。

小学生の保護者のアンケート調査では、二宮町の子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、「子どもが主体的に行動できるよう学校教育・保育環境の充実」が31.4%と上位にあがっています。

また、中学生のアンケート調査では、今後の進路について進学を希望しながらも、希望する進路を実現することが難しいと思うこととして「学力に課題がある」と挙げている割合が60.6%と最も高くなっています。

今後も、一人一人の子どもの可能性を伸ばしながら、自ら学び自己実現を目指す児童・生徒の育成に努めていくことが必要です。また、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が求められます。

【 施策の方向 】

成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、児童生徒の教育を充実します。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
学校における食育の推進		
食に関する体験学習機会の充実		
言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進		
外国語教育の充実		

関係各課と調整中

事業名	事業内容	所管課
道徳教育ならびに特別活動の充実	関係各課と調整中	
学校体育の充実		
郷土愛の育成		
地域における児童・生徒の活動の促進		
支援教育の充実		
情報教育の推進		
読書指導の推進		
年少者との交流		
コミュニティ・スクール運営の促進		
小中一貫教育カリキュラム研究の推進		

事業名	事業内容	所管課
環境保全推進事業	関係各課と調整中	

（2）放課後児童対策の充実

【 現状 】

本町では、放課後の時間を有効的に活用し、心身の健全な育成を図るため、学童保育や放課後子ども教室の場を通して、より安全に遊べる居場所づくりの取り組みを進めてきました。

アンケート調査では、お子さんについて、小学校低学年のうち、放課後の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」に次いで「学童保育」が54.0%、「習い事」が38.1%となっています。

また、小学生、中学生のアンケート調査では、身体を動かしたりスポーツ遊びができる場所を求める声もうかがえます。

今後、学童保育の利用希望があることから、放課後のこどもの遊びと生活の場である学童保育の受け皿整備を着実に進め、学童保育の安定的な運営を確保していくことが必要です。

また、自宅で過ごす子どもや自宅で過ごすことを希望する保護者も増えており、学童保育以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

【 施策の方向 】

放課後に安心して子どもが過ごすことができる場として、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを推進します。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
学童保育の充実	関係各課と調整中	
民設学童保育への支援		
放課後児童支援員の資質の向上		

事業名	事業内容	所管課
放課後子ども教室の充実	関係各課と調整中	
図書館事業の充実		
学習・体験機会の提供		

（3）いじめ・不登校への対応

【 現状 】

小学生、中学生のアンケート調査では、「いじめられたことがある」とする児童・生徒がいる実態がうかがえます。

いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化することが必要です。

また、不登校のこどもへの支援については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備やＩＣＴ等を活用した学習支援、ＮＰＯやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化することが必要です。

【 施策の方向 】

いじめ防止、早期発見の取り組みを強化するとともに、不登校のこどもへの相談支援等を充実します。

【 具体的事業 】

<table>
<tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td>教育相談機能の充実</td><td rowspan="6" colspan="2">関係各課と調整中</td></tr>
<tr><td>教育支援室の充実</td></tr>
<tr><td>いじめに対する体制の強化</td></tr>
<tr><td>スクールソーシャルワーカーの配置</td></tr>
<tr><td>家庭や専門機関との連携</td></tr>
<tr><td>教職員への支援</td></tr>
</table>

（４）保健対策の充実

【 現状 】

本町では、児童・生徒が心身ともに健全で安全な生活を送れるよう、学校保健が中心となって学童期・思春期における保健対策を実施してきました。

今後も、子どもの健全育成に向けて、切れ目のない保健・医療の提供とともに、規則正しい食習慣の実践や共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の取組が必要です。

また、子どもの健康づくりにおいては、養護教諭の支援体制の推進や健康診断等の保健管理、薬物乱用防止教育など学校保健を推進することが必要です。

【 施策の方向 】

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図るとともに、心身の健康、性に関する正しい知識の啓発・学習等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
健康に関する啓発・学習の推進	関係各課と調整中	
関係機関との連携		
就学時健康診断		

青年期

（１）次代の親の育成

【 現状 】

本町では、新たに親になる世代の子どもたちに子育てや子どもに対する意識の醸成を図るため、乳幼児や小さな子どもとのふれあいを通して、他人を慈しむ心や、命の大切さ、子どもを産み、育てることの意義を学ぶ機会を設けてきました。

若者へのアンケート調査では、結婚して家庭を持ちたいと思うかについて「はい」の割合が70.7%と結婚に対する意向を持った人が多い様子がうかがえます。

必要な子育てや子どもに対する意識の醸成や情報発信を図るとともに、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進することも必要です。

【 施策の方向 】

次代の親として、将来家庭を築く際に、協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義について考えられるよう、乳幼児とふれあう機会などを設けるなど取り組みを進めます。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
若い世代の意識づくり	関係各課と調整中	

（2）若者の自立・就業支援

【 現状 】

本町では、関係機関と連携し、若者の就業支援のための相談やカウンセリング、職業能力開発等の取組みを支援してきました。

若者へのアンケート調査では、将来に関する不安として、「経済的なこと」の割合が60.8%と最も高く、次いで「就職のこと」の割合が41.0%となっています。また、こうした不安を持ちながらも、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が「いない」の割合が11.5%となっています。

さらに､｢子育てや教育にお金がかかりすぎるから｣という理由で子どもを持つことを控えることを考えている状況もうかがえます。

若者の就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行うことが必要です。

また、離職する若者の早期の再就職のための、キャリア自律に向けた支援を行うとともに、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組むことが必要です。

【 施策の方向 】

困難を有する子ども・若者やその家族に対し、自立に向けて支援する体制を整え、自立に向けたきっかけづくりができるように支援します。

また、若い世代が夢や希望にあふれた将来を設計し、職業選択の可能性を広げるとともに、自己の能力や適性を発揮し、社会を支える人材になれるよう支援します。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
キャリア教育の推進		
若者の就業支援	関係各課と調整中	
ひきこもり等相談窓口		

（3）出会いや結婚の支援

【 現状 】

若者へのアンケート調査では、結婚について抱いている不安については、「経済的な面」の割合が70.4%と最も高く、次いで「自分に合った相手にめぐりあえるか」の割合が60.0%となっています。

出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させることが必要です。また、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進することが必要です。

【 施策の方向 】

若者の出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
ライフキャリア講座	関係各課と調整中	
出会い・結婚支援事業		

基本目標２　すべてのこどもが幸せを感じるまちづくり

（１）こども・若者の権利の保障

【 現状 】

こども大綱においては、こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等をするとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもが自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、参画できる社会の実現が求められています。

アンケート調査では、「子どもの権利」の認知度は、未就学の保護者で65.3%、小学生の保護者で74.4%となっています。

未就学の保護者で、子どもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「暴力や言葉で傷つけないこと」が89.6%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」が85.9%、「人と違う自分らしさが認められること」が83.6%となっています。

今後、子ども・若者の権利の意識の醸成に向けて、啓発をしていくことが必要です。さらに、こども・若者を権利の主体として認識し、子どもや若者が自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

【 施策の方向 】

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなに対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行います。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
人権講演会	関係各課と調整中	
主権者教育の推進		

（2）こども・若者の居場所づくり

【 現状 】

児童を取り巻くコミュニケーションなどの社内環境が変化する中、子ども同士の遊びを通じて形成される仲間づくりや社会性の発達、健康な体づくり等が期待できる子ども同士の遊びや交流は重要です。

小学生の保護者のアンケート調査では、二宮町の子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、「地域における子どもの居場所の充実」が39.7%と最も高くなっています。

今後も、多くのこども・若者の地域にある多様な居場所、図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むことが必要です。また、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進することが必要です。

【 施策の方向 】

身近なところで子ども・若者が、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
関係団体の連携強化	関係各課と調整中	
子ども会活動への支援		
地域スポーツの振興		
世代間交流事業の充実		
地域間交流事業の充実		
中学生・高校生の活動や居場所づくり		

（３）こどもの貧困への対策

【 現状 】

本町では、子ども達が生まれ育った環境に左右されず、落ち着いて健康に生活し、意欲的に学習や活動に取り組むことができるよう関係機関や関係団体との連携を図りながら、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援などの子どもの貧困対策に取り組んできました。

未就学及び小学生の保護者のアンケート調査では、家族が必要とする「食料」が買えなかった経験や教育に関するお金で困った経験が「まったくなかった」が約９割となっている一方で、わずかに経験のあった人が見られることから、経済的な困難を抱える家庭への支援体制を強化し、経済的支援等の充実とともに、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援が必要です。

【 施策の方向 】

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。

また、経済的格差の広がりは、教育や進学の機会を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援等を充実します。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
要保護・準要保護児童・生徒の援助	関係各課と調整中	
奨学金の支給		
学習支援		

（4）困難を抱えたこどもや家庭への支援の充実

【 現状 】

　本町では、育児相談や育児教室を中心とした発達に心配のある子どもへの支援、障がいのある子どもに対してのそれぞれの障がいの状況に応じた指導や支援、児童虐待の予防・早期発見・早期対応など困難を抱えた子どもや家庭への支援に努めてきました。

　未就学の保護者のアンケート調査では、子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることについて、「子どものしつけに関すること」「病気や発育発達に関すること」が高くなっています。

　児童の状態や家庭の状況に応じた発達に心配のある子どもや障がいのある子どもへの支援の充実が求められます。

　また、児童虐待の未然防止、早期発見・対応のため、地域住民が当事者意識を持つとともに、子どもに関わる関係機関等の連携体制の強化も必要です。

【 施策の方向 】

　配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
児童虐待に関する啓発・相談活動の推進	関係各課と調整中	
児童虐待の対応		
児童相談の実施		
児童虐待の事前予防		
早期療育体制の充実		
幼稚園・保育所における障がい児の受入れの推進		
幼稚園・保育所巡回相談の実施		

事業名	事業内容	所管課
学校における特別支援教育の充実	関係各課と調整中	

（5）こどもを見守り育てる安心・安全なまちづくり

【 現状 】

本町では、子どもの身近な遊び場である公園や緑地の整備、子ども・子育て家庭の視点に立ったバリアフリーの推進、地域ぐるみの交通安全対策、防犯体制及び防災対策などの安心・安全なまちづくりに努めてきました。

アンケート調査では、本町における子育ての環境や支援への満足度について、「満足な理由」のひとつとして、「事故や犯罪が少なく安全」が上位にあがっています。

今後も、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることが必要です。

また、子どもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発が必要です。

【 施策の方向 】

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保できるよう、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
交通安全施設の整備	関係各課と調整中	
交通安全、防災・防犯指導の充実		
チャイルドシート、幼児同乗用自転車の幼児用座席のシートベルト着用等の啓発		
「こどもＳＯＳのいえ」の充実と周知		
地域ぐるみの見守り活動の推進		

事業名	事業内容	所管課
妊産婦、子どもの防災対策	関係各課と調整中	
環境浄化活動の推進		
地域ぐるみの非行防止活動の推進		

基本目標３　安心してこどもを生み育てることができる環境づくり

（１）経済的負担の軽減

【 現状 】

本町では、国の制度に基づく児童手当の助成、就学に必要な費用の援助や各種奨学金の利用支援、幼児教育・保育の無償化などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ってきました。

アンケート調査では、二宮町の子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、未就学保護者では「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」の割合が37.9%と最も高く、経済的負担の軽減への要望が高くなっています。

今後も、次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実等、子育て家庭が安心して子育てできる支援が必要です

【 施策の方向 】

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化し、拡充します。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
児童手当の支給	関係各課と調整中	
児童扶養手当等の支給		
障害児福祉手当の支給		
医療費の助成		
要保護・準要保護児童・生徒の援助		
特別支援教育就学奨励費の支給		
奨学金の支給		
実費徴収に係る補足給付		

（２）育児力の向上支援

【 現状 】

本町では、子育て中の保護者を対象とした家庭教育に関する学習機会の充実を図り、子どもの成長・教育の原点となる家庭の教育環境整備の支援に繋げています。

アンケート調査では、子育て・教育に、もっとも影響すると思われる環境について、未就学及び小学生の保護者では、「家庭」が最も高く９割を超えており、家庭での影響力の高さが挙げられています。また、地域については、未就学の保護者で54.3%、小学生の保護者で48.7%となっています。

今後、保護者が家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるようニーズに応じた様々な子育て支援を推進することが必要です。

【 施策の方向 】

保護者が家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるようニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
親と子の育ちの場の支援	関係各課と調整中	
男性が参加する子育ての促進		

（３）地域における子育て支援の充実

【 現状 】

本町では、子育てに関する相談員の資質の向上や気軽に相談のできる環境整備に努めるとともに、子育て支援に関わる機関や団体等の連携を深めていくことに取り組んできました。

アンケート調査では、子育てをするうえでの不安や悩みを感じている保護者が約８割を占める中、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所がない保護者の姿もうかがえます。

今後も、安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない情報提供や相談支援の充実が必要です。

また、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげられるよう、地域における子育てに関するネットワークの拡大や充実が求められています。

【 施策の方向 】

家庭、地域、関係機関が連携して、情報提供や学習や活動の場を充実し、子育て家庭を支援します。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
総合的な相談･情報窓口	関係各課と調整中	
各種相談窓口の充実		
相談体制の充実		
利用者支援事業		
地域子育て支援のネットワーク化		
小学校との交流支援		
情報交換の支援		

事業名	事業内容	所管課
就学前相談	関係各課と調整中	
良好な住環境づくりの推進		
安全で安心な公園・緑地の整備		
安全な道路環境の整備		
防犯灯等の整備		
公共施設等の改善整備		
子育てバリアフリーの推進		

（4）子育てと仕事の両立支援

【 現状 】

本町では、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境や、個人の価値観やライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を選択できる環境が整備されるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めてきました。

アンケート調査では、育児休業の取得状況をみると、母親では「取得した（取得中である）」が49.1％と最も高く、「取得していない」が10.2％となっています。父親では、「取得していない」が75.2％と最も高く、「取得した（取得中である）」が18.5％となっています。

今後も、育児休業制度の整備とともに、育児休業や有給休暇の取得が容易である職場の環境づくりが必要です。

また、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

【 施策の方向 】

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

【 具体的事業 】

<table>
<tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td>意識啓発の推進</td><td colspan="2" rowspan="6">関係各課と調整中</td></tr>
<tr><td>育児休業制度等の普及啓発</td></tr>
<tr><td>職場環境づくりの促進</td></tr>
<tr><td>男性に対する子育て支援の促進</td></tr>
<tr><td>女性の再就職・起業をするための支援情報の提供</td></tr>
<tr><td>各企業等での子育て支援等に関する取組み事例の発信</td></tr>
</table>

（5）ひとり親家庭の自立支援

【 現状 】

本町では、ひとり親家庭に対して、手当及び助成金等の支給や就労の促進、保育所入所の優先的措置などの支援の充実に努めています。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われることが必要です。また、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化が必要です。

【 施策の方向 】

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
生活支援の充実	関係各課と調整中	
就労の促進		
経済的支援の充実		
相談体制の充実		

（６）子育て情報提供の充実

【 現状 】

本町では、相談員の資質の向上や、気軽に相談ができる環境整備をし、各種相談窓口の充実を図るとともにパンフレットやホームページ等さまざまな媒体を通じた情報の周知を進めました。

町の子育て支援事業については今後も、サービス利用の必要性がある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めることが必要です。

【 施策の方向 】

妊娠期から出産後に至るまで、母親が安心して子育てに臨めるよう、必要とされる様々なニーズに対応するため、子育て当事者のライフステージに合わせた情報提供や相談支援を充実します。

【 具体的事業 】

事業名	事業内容	所管課
母子健康手帳の交付	関係各課と調整中	
情報・相談・交流会の提供		
フォロー体制の充実		
「はぐくみ相談」の充実		
インターネットの活用		

第5章

教育・保育事業・地域子ども・子育て支援事業

関係各課と調整中

第6章　計画の推進体制

1　子ども・子育て会議

「二宮町子ども・子育て会議条例」により設置される機関であり、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員を定めるときや、子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更するときに意見を聴くほか、町の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議を行います。

2　関係機関との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

また、子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、地域や関係機関、保育所、幼稚園など、子ども・子育てに関わる全ての人や機関の連携が重要であるため、子ども・子育てに関わるさまざまな人や組織等の連携を促進するとともに、庁内におけるさまざまな所管課との連携も強化していきます。

３　施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「二宮町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

計画全体の進捗については、ＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行い、必要に応じて施策の実施方針の見直しを行います。

なお、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ図

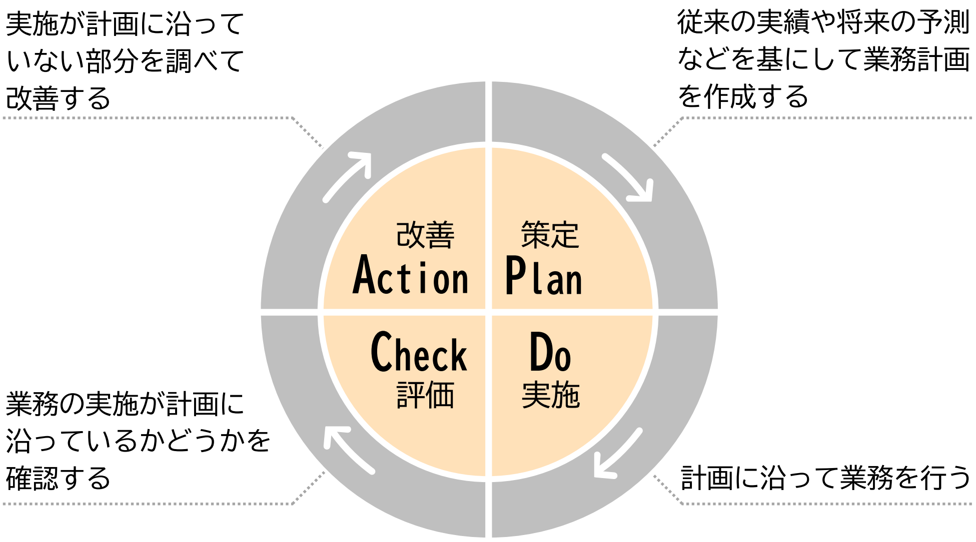

二宮町こども計画　数値目標案

基本目標	数値目標案	備考	根拠
1　ライフステージを通して切れ目なく一人ひとりを大切にする支援	「生活に満足している」と思うこどもの割合	こども大綱数値目標	本人調査　問　自分の最近の生活全般に、どのくらい満足していますか。
	「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	こども大綱数値目標	本人調査　問　あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。で「今の自分が好きだ」への回答
	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	こども大綱数値目標	本人調査　問　自分の将来について明るい希望を持っていますか。
2　すべてのこどもが幸せを感じるまちづくり	「周りの大人に自身の意見が聴いてもらえている」と思うこどもの割合	こども大綱数値目標	本人調査 問　家庭生活の中で、親や家族にもっとあなたの意見を聞いてほしいと思うことはありますか。 問　学校生活の中で、先生にもっとあなたの意見を聞いてほしいと思うことはありますか。
	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこどもの割合	こども大綱数値目標	本人調査　問　あなたのかかわりは、どのようなものですか。 ①家族・親族②学校で出会った友人③地域の人④インターネット上における人で「困ったときは助けてくれる」への回答
	ほっとできる場所や安心できる場所があると答えたこどもの割合	こども大綱数値目標	本人調査　問　あなたが落ち着く場所や好きな場所はどこですか。
3　安心してこどもを生み育てることができる環境づくり	この地域で、今後も子育てをしていきたいと回答した保護者の割合	総合戦略KPI	乳幼児健診時アンケート
	乳幼児全戸訪問事業のサポート率	総合戦略KPI	
	育児について困ったとき、気軽に相談できる人や場がある保護者の割合	総合戦略KPI	乳幼児健診時アンケート
	保育園の待機児童数	総合戦略KPI	
	学童保育所の待機児童数	総合戦略KPI	

資料3

特定教育・保育施設の利用定員の設定について

認定こども園の概要（令和７年４月開所）

施設の名称	二宮めぐみ幼稚園		
所在地	二宮町二宮９２		
事業主体	学校法人恵愛学園		
施設の類型	幼稚園型認定こども園		
開園時間	午前７時 30 分から午後６時 30 分		
休園日	日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）		
利用定員	90 人		
	内訳	１号認定	60 人　→　63 人
		２号認定	30 人　→　27 人
		３号認定	０人
事業開始予定日	令和７年４月１日		
備考	（１）認可定員：175 人 （２）在園児数：85 人（令和６年８月１日時点） 満３歳：２人、３歳児：26 人、４歳児：27 人、 ５歳児：30 人 （３）クラス数：５クラス		